公益財団法人日本教育公務員弘済会千葉支部

１．奨学生の資格について

国公私立大学院、大学、短期大学、高等専門学校（第４学年以上）および専修学校専門課程に在学し、学資金の支払が特に困難な学生とします。

２．貸与金額について

修業期間１年間につき２５万円以内で最高１００万円、在学途中の貸与は、正規の残存修業期間で決定します。 　　（例）４年制大学で２学年に在学の場合 ７５万円 ＝ ２５万円 × ３年

３．貸与方法について

 　　　奨学生名義の金融機関口座へ全額一括振込します。

４．利息について

無利息です。

５．申請方法について

以下“７．提出書類について”を不足なく全て揃え、当支部までご送付ください。各種様式は千葉教弘ホームページ（http://www.chibakyoko.jp/）からも取得することができます。詳細は「応募の流れ.pdf」をご覧ください。

６．応募期間について

2020年 4 月 1 日～4 月 30日（必着）

７．提出書類について

　　　・「奨学生申請書」（様式１）

　　　・「貸与奨学生付属調査票」（様式４）

　　　・「在学証明書」**（2020年4月1日以降に発行されたものに限る）**

　　　・連帯保証人予定者の「収入に関する証明書（写）」（源泉徴収票、所得証明書・住民税証明書等で“収入

　　　 金額“の記載があるもの）

８．採用決定等について

当支部の選考委員会（毎年 5 月下旬頃開催）の選考を経て、理事長が決定します。結果や送金等のお知らせは当支部より行います。

９．奨学金の返還について

奨学生が次の事項のいずれかに該当したときは、直ちに奨学金の全額を返還していただきます。

　・奨学金をその目的以外に使用したとき。

　・虚偽の申請やその他不正な手段によって、給付を受けたことが判明したとき。

　・その他、奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

☆ 書類提出先・お問い合わせ ☆

　 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 千葉支部

　 〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 教育会館新館７階

 奨学事業担当 TEL：0120-10-8851